# 施行に向けた主な論点



# サブリース関連

- 1. 「勧誘者」に該当する基準 (勧誘者と判断される具体的なケース)
- 2. 投資家(オーナー)の誤認を防ぐために行うべき広告、勧誘の方法 (記載事項、記載方法(配置箇所、文字の色・大きさ)等)
  - ①「誇大広告」に該当する基準(違法とされる具体的なケース)
  - ②「不当勧誘」に該当する基準 (違法とされる具体的なケース)
- 3. 重要事項説明の具体的内容
- 4. 投資家(オーナー)向けの周知内容、方法
- 5. 相談体制のあり方

# 登録制度関連

- 1. 登録要件(管理戸数の算定方法、財産的基礎)
- 2. 業務管理者の要件(実務経験の長さ、講習内容)、選任方法等
- 3. 重要事項説明の具体的内容
- 4. 入居者への対応のあり方
- 5. 定期報告の方法、分別管理の方法
- 6. 登録開始に向けたスケジュール(周知、講習の募集~実施、登録の受付等)
- 7. 相談体制のあり方

# 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則 規定予定事項(案)



参考

## I 定義

- (1)「賃貸住宅」から除外される住宅
- (2)「特定賃貸借契約」から除外される契約

#### Ⅱ 登録

#### 1. 登録

- (1) 登録が任意となる事業の規模
- (2) 申請書の添付書類
- (3) 登録の拒否要件
- ① 心身の故障により事業を的確に遂行出来ない者
- ② 不正な行為等をするおそれがあると認められる者
- ③ 財産的基礎
- (4) 廃業等の届出の方法

### 2. 業務管理者

- (1) 業務管理者の職務内容
- (2) 業務管理者の要件

#### 3. 重要事項説明

- (1) 管理受託契約の締結前の説明が不要となる場合
- (2) 管理受託契約の締結前の説明事項
- (3) 情報通信技術を利用して説明する方法
- (4) 管理受託契約の締結時に交付する書面の記載事項

#### 4. 業務

- (1) 財産の分別管理の方法
- (2) 従業者が携帯する証明書の様式
- (3) 営業所等に備え付ける帳簿の記載事項
- (4) 営業所等に掲げる標識の様式
- (5) 委託者への定期報告の内容・方法

## 5. 監督

- (1) 監督処分の公告の方法
- (2) 立入検査等に携帯する身分証明書の様式

### 皿. 特定賃貸借契約の適正化のための措置 等

#### 1. 禁止行為

- (1)誇大広告してはならない事項
- (2)委託者の保護に欠ける禁止行為

#### 2. 重要事項説明

- (1)特定転貸借契約の締結前の説明が不要となる場合
- (2)特定賃貸借契約の締結前の説明事項
- (3)情報通信技術を利用して説明する方法
- (4)特定転貸借契約の締結時に交付する書面の記載事項

#### 3. 業務

(1)営業所等に備え置く書類

#### 4. 監督

- (1)国土交通大臣に対する申出の手続
- (2)身分証明書の様式

#### IV 雑則

(1)国土交通大臣の権限の委任